

(別紙)

がん検診従事者研修事業実施要綱

1 目的

本事業は、市町村（特別区を含む。）における胃がん検診の胃内視鏡検査を実施する医師に対して、実施する場合の留意点や偶発症対策に係る研修を実施することにより、胃内視鏡検査の実施に当たり適切な体制を構築することを目的とする。これにより、胃がんの早期発見につながり、胃がんによる死亡者の減少が図られる。

2 実施主体

事業の実施主体は、次の各号に掲げる者（以下「都道府県等」という。）とする。
（１）に掲げる者については、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる者に委託することができる。（２）に掲げる者については、営利を目的とする法人及び本事業を実施することが適当でない法人は除く。

なお、原則として、一都道府県当たりの実施主体は一者とする。

- （１）都道府県
- （２）一般社団法人等又は公益法人
- （３）特定非営利活動法人

3 実施体制

実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。なお、都道府県にあっては、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」との連携に配慮すること。

4 事業の内容等

事業の内容等は、次のとおりとする。

（１）受講対象者

市町村における胃がん検診の胃内視鏡検査を実施する医師

（２）研修期間

1 開催当たり、少なくとも3時間程度とすること。

（３）研修内容

一般社団法人日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」（以下「マニュアル」という。）のVIの10に規定する研修カリキュラムに即した内容とすること。

(4) 講師の選定

胃内視鏡検査について十分な知識と経験を有する者とする。とりわけ、マニュアルに定める胃内視鏡検診運営委員会（仮称）のメンバーが望ましい。

(5) 開催場所

研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県等は、研修事業の実施に当たっては開催地となる都道府県の医師会と協議を行うとともに、がん検診実施機関及び地域医療機関等の関係機関との連携を密にすること。

(2) 報告

都道府県等は、別に定める交付要綱に基づき、事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

(3) 胃内視鏡検査を実施する医師の条件

市町村における胃がん検診の胃内視鏡検査を実施する医師は、本研修を受講することが望ましい。